平成２４年（フ）第３１８２号
大阪府寝屋川市高倉２丁目13番１―309号
破産者　野中　直樹
1　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
2　一般調査期日　平成24年11月５日午後３時30分
平成24年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８号
長崎県大村市須田ノ木町697番地６
破産者　野村美知子
1　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
2　一般調査期日　平成24年12月５日午後２時
平成24年９月６日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２５６７号
大阪市東淀川区東淡路３丁目４番７―405号
破産者　岡本　佳男
1　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
2　一般調査期日　平成24年11月19日午後３時30分
平成24年９月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９８号
大阪市東淀川区大道南３丁目３番14号　メゾンエルセビア402号
破産者　アエルこと　粉川　明治
1　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
2　一般調査期日　平成24年11月15日午後４時
平成24年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２４年（フ）第１９４号
盛岡市若園町２番５号
破産者　中村　笑子
破産管財人　平本丈之亮が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　太田　秀栄
平成24年９月４日
盛岡地方裁判所第２民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第３８号
島根県安来市安来町1293番地　市営糺団地Ａ棟504号
破産者　坪内　伊介
異議申述期間　平成24年11月６日まで
平成24年９月６日　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８１号
宮崎県日向市上町18番14号
破産者　株式会社玉屋家具
異議申述期間　平成24年11月６日まで
平成24年９月６日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２６６１号
東京都渋谷区東１丁目２―20―2204
破産者　山本　一豊
免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
平成24年９月４日
東京地方裁判所民事第20部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第６７２号
兵庫県尼崎市浜３丁目１番２号　前田ビル
破産者　佐藤　藍子
破産手続開始決定日　平成23年９月21日
平成24年９月４日
神戸地方裁判所尼崎支部破産再生係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０５４号
東京都千代田区丸の内１―７―12サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　鮫不動産管理株式会社
代表清算人　島守　康友
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０５５号
東京都千代田区丸の内１―７―12サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　築港街不動産管理株式会社
代表清算人　遠藤　淑子
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１０００１号
仙台市青葉区一番町２丁目10番26号
清算株式会社　ディウォール工業株式会社
代表清算人　岩渕　健彦
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
債権者は、清算株式会社に対して有する債権全額を放棄する。
仙台地方裁判所第４民事部

更生手続開始

平成２４年（ミ）第１号
兵庫県明石市二見町南二見12番地の７
更生会社　東向鉄工株式会社
代表者代表取締役　東向　一彦
1　決定年月日時　平成24年９月１日午前10時
2　主文　東向鉄工株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　森　　恵一
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　平成24年10月31日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年１月７日から平成25年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続終結

平成７年（ミ）第１・２号
山形県東根市大字若木字七窪5555番地の16
更生会社　株式会社サンテック
1　主文　本件更生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件会社は、平成10年２月27日更生計画を認可され、その計画が遂行された。
平成24年９月４日　山形地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１４号
大阪府羽曳野市川向222番地の２
再生債務者　株式会社ニッセン
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月23日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年10月19日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年10月４日
平成24年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第４０号
千葉県佐倉市生谷1566番地71
再生債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月25日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第３号
富山県黒部市荒俣3858番地13
再生債務者　井田　　淳
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月10日から平成24年10月17日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（再イ）第２２号
愛知県一宮市木曽川町黒田五ノ通り14番地
木曽川コーポラス411号
再生債務者　髙岡　潤輝
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月３日から平成24年10月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部